

新旧対照表

新			旧		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
名称	区域		名称	区域	
略	略		略	略	
岡津古久 研究開発 地区地区 整備計画 区域	略		岡津古久 研究開発 地区地区 整備計画 区域	略	
本厚木駅 南口地区 地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された厚木都市計画本厚木駅南口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域				
森の里東 地区地区 整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された厚木都市計画森の里東地区地区計画において地区整備計画が定められた区域				
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
(あ)	(い)	(う)	(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築することができる建築物	区域	地区	建築することができる建築物
厚木インター南部 中心地区 地区整備 計画区域	サテライト トビジネ スパーク 地区	(1)及び(2) 略 (3) 飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する営業の用に供するものを除く。以下この表の厚木インター南部中心地区地区整備計画区域の項において同じ。) (4)～(11) 略	厚木インター南部 中心地区 地区整備 計画区域	サテライト トビジネ スパーク 地区	(1)及び(2) 略 (3) 飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するものを除く。以下同じ。) (4)～(11) 略
	略	略		略	略
略			略		
本厚木駅 南口地区 地区整備 計画区域	本厚木駅 南口地区	(1) 法別表第2(イ)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。) (2) 次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。) ア キャバレー、料理店その他これらに類するもの			

		<p><u>イ ナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p><u>ウ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</u></p> <p><u>エ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p><u>オ 工場(店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。)</u></p> <p><u>カ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</u></p> <p><u>キ 倉庫業を営む倉庫</u></p> <p><u>ク 建築物の2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの(これらの用途のための入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車車庫、自転車駐車場、物置、管理人室等の部分を除く。)</u></p>
<p><u>森の里東地区地区整備計画区域</u></p>	<p><u>製造関連施設地区</u></p>	<p>(1) <u>法別表第2(る)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)</u></p> <p><u>ア 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</u></p>

- イ 店舗又は飲食店
でその用途に供す
る部分の床面積の
合計が500平方メー
トルを超えるもの
- ウ ボーリング場、ス
ケート場、水泳場、
ゴルフ練習場、バッ
ティング練習場そ
の他これらに類す
るもの
- エ カラオケボックス
その他これに類
するもの
- オ マージャン屋、ぱ
ちんこ屋、射的場、
勝馬投票券発売所、
場外車券売場その
他これらに類する
もの
- カ 図書館、博物館そ
の他これらに類す
るもの
- キ 神社、寺院、教会
その他これらに類
するもの
- ク 公衆浴場
- ケ 診療所(森の里東
地区地区整備計画
区域内で就業する
従業員のための施
設を除く。以下同
じ。)
- コ 保育所その他こ
れに類するもの(森
の里東地区地区整
備計画区域内で就
業する従業員のため
の施設を除く。以
下同じ。)
- サ 老人ホーム、福祉
ホームその他これ
らに類するもの
- シ 老人福祉センタ
ー、児童厚生施設そ
の他これらに類す
るもの
- ス 自動車教習所

	<p><u>セ 畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。)</u></p> <p><u>ソ 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる建築物</u></p>
<p><u>研究開発・製造関連施設地区</u></p>	<p>(1) <u>法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)</u></p> <p><u>ア 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿(研究開発・製造関連施設地区内で業務を営むものがその従業員のためにその事業所の敷地に隣接する敷地に設置する施設を除く。)</u></p> <p><u>イ 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ ホテル、旅館、簡易宿所、宿泊研修施設その他これらに類するもの(研究開発・製造関連施設地区内で業務を営むものがその従業員のためにその事業所の敷地に隣接する敷地に設置する宿泊研修施設を除く。)</u></p> <p><u>エ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</u></p>

オ カラオケボックスその他これに類するもの

カ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

キ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの

ク キャバレー、料理店その他これらに類するもの

ケ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むものの用に供する建築物

コ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むものの用に供する建築物

サ 学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。)

シ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

ス 病院

セ 公衆浴場

ソ 診療所

		<u>タ 保育所その他これに類するもの</u> <u>チ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u> <u>ツ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u> <u>テ 自動車教習所</u> <u>ト 畜舎</u>
--	--	---

別表第4(第6条関係)

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
略		
岡津古久 研究開発 地区地区 整備計画 区域	略	略
	略	略
本厚木駅 南口地区 地区整備 計画区域	本厚木駅 南口地区	本厚木駅南口地区地区 計画の地区整備計画に おいて定められた壁面 の位置の制限
森の里東 地区地区 整備計画 区域	製造関連 施設地区	森の里東地区地区計画 の地区整備計画におい て定められた壁面の位 置の制限
	研究開 発・製造 関連施設 地区	森の里東地区地区計画 の地区整備計画におい て定められた壁面の位 置の制限

別表第5(第7条関係)

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さの最高限度
厚木イン ター南部 中心地区 地区整備 計画区域	略	略

別表第4(第6条関係)

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
略		
岡津古久 研究開発 地区地区 整備計画 区域	略	略
	略	略

別表第5(第7条関係)

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さの最高限度
厚木イン ター南部 中心地区 地区整備 計画区域	略	略

<u>森の里東 地区地区 整備計画 区域</u>	<u>製造関連 施設地区</u>	<u>35メートル</u>
	<u>研究開 発・製造 関連施設 地区</u>	<u>35メートル</u>